

大正十年六月廿日  
木村一  
家

吾等の要求個條は

一、從業時間ヲ純丸時

理由 賃金ヨリ見ルモ同種工場ノ状態ヨリ見ルモ八時間制ヲ當然ト見ルモ經濟界ノ現在ヲ考慮シ當分九時間制ニ復セラレタ

キコト

二、解雇手當支給規定  
ヲ左ノ通り制定サ

一年未滿日給二十日  
分以上一ヶ月ヲ増ス  
毎二日給二日分  
セラレタシ

三、臨時職工名義ヲ廢

橋本鐵工所主の

暴虐を見よ!!!

吾々労働者が失業の不安に脅されつゝあるに乗じて資本家は益々暴威を振はんとする。吾等は生存の爲めに、せめては最低の生活を保証して貰ひ度い。我々の要求は唯それだけである。然るに所主橋本與吉氏は我等の要求に一顧をも與へず直に之れを拒絶した。のみならず彼れは横暴にも即日工場を閉鎖し之れが工場全員に對して解雇を宣告した。吾々は資本家の如くに徒食し様とは云はぬ、吾々は勤て喰ふと云ふのだ。然るに彼れ橋本吉氏は吾々の労働権を蹂躪し、そして吾等の糧道を絶ち餓死せしめんとする、それ何等の暴虐ぞや。吾等の生存を脅さんするものに對して勇敢に戰はなければならぬ。座して死を待つは愚だ、戰て死だ方がましまではないか。吾等にこの覺悟がある。

兄弟よ來り援よ田

友愛會大阪聯合會九條支部